実績評価書

（厚生労働省7（Ⅰ－3－1））

施策目標名	**医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること（施策目標Ⅰ－3－1）** 基本目標Ⅰ　安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標3　医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
施策の概要	「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）に基づき、医療分野等のセキュリティ対策を強化しつつ、保健・医療・介護の情報を関係者間で共有するための「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。
施策を取り巻く現状	我が国においては、世界的にも類をみない早さで高齢化が進行しており、併せて、総人口についても、長期にわたる人口減少過程に入っているところ、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくことが、今後の我が国の継続的な発展のために不可欠であり、こうした中で、保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供を行っていく上で、非常に重要となっている。また、医学・医療分野のイノベーションを進め、国民・患者にその成果を還元するためには、医療等情報の二次利用を進めていく必要がある。
施策実現のための課題	1：安全で質の高い医療の効率的な提供を目指し、医療機関等間で保健・医療・介護に関する情報を共有するためには、基盤となる情報システムの整備・普及が不可欠となる。 具体的には、医療機関等間で電子カルテ情報の共有を行うための電子カルテ情報共有サービス等の全国的なシステムの整備に加え、医療機関に導入済みの電子カルテの標準規格化や、電子カルテ未導入の小規模医療機関に対するクラウド型の標準型電子カルテの開発・整備等が必要である。また、全国の医療機関等で患者の情報を共有するためには、医療分野等のセキュリティ対策を強化していくことも求められている。

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由
目標1 （課題1）	医療等分野のセキュリティ対策を強化しつつ、保健・医療・介護の情報を関係者間で共有するための「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、医療等分野における情報連携を推進する	医療サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有を推進することで、個人情報保護に配慮しつつ、標準的な規格に基づいた相互運用性の確保や将来の拡張性を考慮した、質の高い医療提供体制の構築等につなげるため。

施策の予算額・執行額等	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算の状況（千円）	当初予算（a）	2,867,060	14,381,606	11,782,963	10,814,589	
	補正予算（b）					
	繰越し等（c）					
	合計（a＋b＋c）	2,867,060	14,381,606	11,782,963	10,814,589	
執行額（千円、d）		1,619,859	3,496,940	8,719,348	集計中	
執行率（%、d/(a＋b＋c)）		56.5%	24.3%	74.0%	集計中	

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（概要・記載箇所）
	第213回国会　衆議院厚生労働委員会　厚生労働大臣所信表明	2024年3月8日	医療DXの実現に向けて、医療介護全般にわたる情報を共有・交換できる「全国医療情報プラットフォーム」を創設するとともに、マイナポータルを活用し公的な健診情報を自分自身で一元的に把握することが可能となるような取組を進めます。また、電子カルテ情報の標準化や電子処方箋の普及拡大、「診療報酬改定DX」による医療機関等の間接コストの軽減などを着実に進めます。さらに、創薬や医療機器の研究開発等に資する医療等情報の二次利用に関する検討、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の検討などの準備を進めるとともに、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策を着実に実行します。

達成目標1について　**医療等分野のセキュリティ対策を強化しつつ、保健・医療・介護の情報を関係者間で共有するための「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、医療等分野における情報連携を推進する**

指標1

全国の医療機関における電子カルテ普及率（一般病院200床以上399床以下）（アウトカム）

指標の選定理由	・保健医療分野における情報連携を進める上で、その基盤となる医療情報システム（電子カルテ）の普及率を指標とする。 ・一般病院（400床以上）における電子カルテ普及率については、令和5年度に93.7%を達成しているところ。一般病院（200床以上）における電子カルテの普及率を測定指標とする。 ・当該普及率については、厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室が実施している「医療施設（静態）調査」を利用する。（3年に一度の調査） （参考）令和5年度実績値79.2%は、分母：200床以上399床以下の一般病院の数（1,207）、分子：200床以上399床以下の電子カルテを導入している一般病院の数（956）から算出したもの。 ※なお、次回の「医療施設（静態）調査」（令和8年）の結果が判明するのは令和9年秋頃の予定であることから、令和8年夏に本指標の実績を評価する際は、令和5年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。
目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	・一般病院（200床以上）について、まずは精神病床単独の病院を除く病院において電子カルテの普及を進めるため、この数値を目標として掲げる。 ・日本再興戦略（閣議決定）等において、「2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90%」にするとの目標を掲げており、該当の目標は達成したため。次は200床以上399床以下の一般病院にて目標を設定した。

基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
74.8%	－	－	85%	－	ー	85%	○	△
	－	－	79.2%	－	－			

<table>
<tr><td rowspan="2">測定指標</td><td>指標2

必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテ導入率
（アウトカム）</td><td>指標の選定理由</td><td colspan="7">・各医療機関での業務効率化や、医療情報の共有にあたり電子カルテが必要である。医療DX工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）に基づき、電子カルテの情報共有のために電子カルテ情報共有サービスの構築・運用開始に向けた準備を進めており、また、同工程表において、「必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」こととしているため。</td></tr>
<tr><td>目標値（水準・目標年度）の設定の根拠</td><td colspan="7">・医療DX工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）において、各医療機関における業務効率化や質の高い医療等の提供の観点から、「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」こととしている。
※　令和7年度の目標値については、電子カルテ情報共有サービスの運用準備期間であるため設定が困難。</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="2">基準値</td><td colspan="5">年度ごとの目標値
年度ごとの実績値</td><td rowspan="2">目標値</td><td rowspan="2">主要な指標</td><td rowspan="2">達成</td></tr>
<tr><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr>
<tr><td>令和6年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>令和12年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0%</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>概ねすべての医療機関</td><td></td><td>－</td></tr>
<tr><td></td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>0%</td><td>0%</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">指標3

全国の医療機関におけるサイバー攻撃を想定したBCPの策定率（一般病院20床以上）
（アウトカム）</td><td>指標の選定理由</td><td colspan="7">・サイバー攻撃が増加する近年の状況を踏まえ、「医療情報システムの安全管理ガイドライン」においては、医療サービスを提供し続けるための事業継続計画（BCP）として、医療機関がサイバー攻撃を非常時と判断するための基準、手順、判断者及び復旧への手順をあらかじめ定めておくことと明記されている。また「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」においても「サイバー攻撃を想定したBCP」を令和6年度中に策定すること、としていることから、サイバー攻撃に備えたBCP策定率を測定指標とする。

・当該策定率については、厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室が実施している「病院における医療情報システムのサイバーセキュリティ対策に係る調査」を利用する。（1年に1度の調査）
（参考）
調査対象はG-MIS IDが付与されている病床数20床以上の一般病院（8,171）の回答から算出したもの。（病院総数：8,205　※令和3年医療施設動態調査）

（参考）
・令和7年度実績74%は、分母：G-MIS IDが付与されている病床数20床以上の一般病院数（8,102）の内、有効回答数（5,736） 分子：BCP策定していると回答している施設数（4,278）</td></tr>
<tr><td>目標値（水準・目標年度）の設定の根拠</td><td colspan="7">・令和6年に厚生労働省が実施した「病院における医療情報システムのサイバーセキュリティ対策に係る調査」においては、サイバー攻撃によるシステム障害発生時に備えたBCPの策定状況は十分ではない事が明らかになった。

・特に、300床以下の病院では策定率50%程度に留まっている。

・中小規模をはじめとした医療機関等におけるBCP策定の一助となるよう、「BCP策定のための確認表等」を令和6年6月に公開した。

・医療情報システムを利用する病院ではBCPの策定が望ましいことから、最終目標として、電子カルテの普及率と同水準(90%)を掲げる。（至令和12年度）

・令和7年度目標においては、最終目標を達成するための段階的目標として60%を設定とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基準値</td><td colspan="5">年度ごとの目標値
年度ごとの実績値</td><td rowspan="2">目標値</td><td rowspan="2">主要な指標</td><td rowspan="2">達成</td></tr>
<tr><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr>
<tr><td>令和5年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>令和12年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>27.0%</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>36%</td><td>60%</td><td>90%</td><td></td><td>◎</td></tr>
<tr><td></td><td>－</td><td>23%</td><td>27%</td><td>57%</td><td>74%</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※　令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第19回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループでの議論も踏まえ、指標2について、標準仕様に即したクラウドネイティブ型電子カルテの認証制度を2026年10月から開始した。政府としては、2030年までに必要な患者の医療情報の共有が可能な電子カルテの普及率約 100%の達成を目標に掲げており、引き続き取組みを進めていく。

	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）　③【相当程度進展あり】
	総合判定	（判定結果）B【目標達成に向けて進展あり】 （判定理由） **【達成目標1：医療等分野のセキュリティ対策を強化しつつ、保健・医療・介護の情報を関係者間で共有するための「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、医療等分野における情報連携を推進する】** ・　指標1については、次回の「医療施設（静態）調査」（令和8年）の結果が判明するのは令和9年秋頃の予定であることから、最新の電子カルテ普及率（一般病院200床以上399床以下）を踏まえた評価は現時点では困難であるものの、令和5年度時点において目標達成率93%であるため、「△」（概ね達成）と評価した。 ・　指標2については、令和8年度冬頃の電子カルテ情報共有サービスの全国的な運用開始に向けての準備中であり現時点では判定が困難。 ・　指標3については、令和7年度G-MIS調査「病院における医療情報システムのサイバーセキュリティ対策に係る調査」の結果から年度ごとの目標値を上回る進捗状況で推移しており、令和7年度の目標も達成（目標達成率123%）しているため「◎」（目標を大幅に上回る）と評価した。 【総括】 ・　以上より、主要な測定指標が「△」となり、他の測定可能な指標が「◎」となったことから、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられることから、判定結果は③【相当程度進展あり】に区分されるものとして、B（達成に向けて進展あり）と判定した。

評価結果と 今後の方向性	施策の分析	（有効性の評価） **【達成目標1：医療等分野のセキュリティ対策を強化しつつ、保健・医療・介護の情報を関係者間で共有するための「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、医療等分野における情報連携を推進する】** ・ 指標1については、令和8年度の実績値が出ておらず令和5年度の実績値による評価となったため目標に及ばなかったが、医療情報化支援基金によるシステム改修費用等の補助の取組などもあり、令和2年度から令和5年度にかけて電子カルテ普及率（一般病院200床以上399床以下）は約5%増加し目標を概ね達成していることから、全国の医療機関における電子カルテ普及に関する施策が有効に機能していると考えられる。なお、本年夏までに、電子カルテ及び電子カルテ情報共有サービスの具体的な普及計画を策定する予定としており、今後も更なる普及が見込める。 ・ 指標2については、運用開始に向けての準備中であり現時点では判定が困難。 ・ 指標3については、関係者に対する各種研修の実施や、医療機関におけるサイバーセキュリティチェックリストの点検を、立入検査要綱に盛り込んだといった要因により、医療機関におけるサイバーセキュリティチェックリストの運用も定着し、遵守事項として浸透していると評価できる。
		（効率性の評価） **【達成目標1：医療等分野のセキュリティ対策を強化しつつ、保健・医療・介護の情報を関係者間で共有するための「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、医療等分野における情報連携を推進する】** ・ 指標1については、予算の範囲内での執行でありながら基準値（令和2年度実績値）と比較して実績が増加し概ね順調に推移していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 指標2については、運用開始に向けての準備中であり現時点では判定が困難。 ・ 指標3については、予算の範囲内での執行でありながら策定率は順調に増加しており、効率的に実施されていると評価できる。
		（現状分析） **【達成目標1：医療等分野のセキュリティ対策を強化しつつ、保健・医療・介護の情報を関係者間で共有するための「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、医療等分野における情報連携を推進する】** ・ 指標1については、令和2年度から令和5年度にかけて電子カルテの導入数が増加していることから、目標達成に向けて進展があるものと評価しており、引き続き必要な取組を進めていく。 ・ 指標2については、令和7年2月からモデル事業を順次開始している。電子カルテ情報共有サービスの全国的な運用開始に向け、システムのみならず現場の運用・業務フロー等について検証中の他、有識者を交えた健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループで議論するなど検討を進めている。 ・ 指標3については、策定率が年々増加し、令和6・7年度と目標値を大幅に上回り、総じて、順調に進んでいることから、継続的な周知を進めていく。また、支援に際して、病院側の事務負担の大きさや周知不足についての課題があったところ、周知方法の工夫や事務負担軽減を図ったところである。
	次期目標等への 反映の方向性	（施策及び測定指標の見直しについて） **【達成目標1：医療等分野のセキュリティ対策を強化しつつ、保健・医療・介護の情報を関係者間で共有するための「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、医療等分野における情報連携を推進する】** ・ 指標1については、令和2年度から令和5年度にかけて電子カルテの導入数が増加していることから、着実に全国の医療機関における電子カルテ普及という取組が進んでいると考えられる。また、遅くとも2030年には、おおむね全ての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指すこととしており、令和9年度以降の目標は、当該政府目標を踏まえ設定する予定である。 ・ 指標2について、令和8年度冬頃の電子カルテ情報共有サービスの全国的な運用開始に向けて、引き続き準備を進める。加えて運用開始後に向けて、周知広報策や本サービスの普及策についても検討を進めていく。遅くとも令和12年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入がされることを目指し、今後の目標値については、2026年夏までに策定する電子カルテ/電子カルテ情報共有サービスの普及計画において示すこととしている。 ・ 指標3については、ガイドラインの改定の周知、令和8年度版の医療機関におけるサイバーセキュリティチェックリストでのチェック、医療従事者や経営層等へのセキュリティ対策研修の継続により、引き続き令和12年に90%の策定率を目指し、継続的な周知・支援を進めていく。目標値については引き続き令和12年度90%達成に向けて、段階的に進めていく。

参考・関連資料等	・医療DX推進本部　URL:https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryou_dx_suishin/index.html ・「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）　URL: https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryou_dx_suishin/pdf/suisin_kouteihyou.pdf ・医療施設調査　URL：https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1.html ・健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループ　URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_210261.html ・医療情報システムの安全管理ガイドライン　URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html ・病院における医療情報システムのサイバーセキュリティ対策に係る調査　URL: ・医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト URL:https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001253950.pdf ・医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル　URL:https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001490741.pdf ・BCP策定のための確認表　URL:https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001261299.pdf ・BCP策定のための確認表のための手引き　URL:https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001261301.pdf

担当部局名	医政局 大臣官房情報化担当 参事官室	作成責任者名	医政局参事官 （医療情報担当） 木下　栄作 大臣官房参事官 （情報化担当） 岡部　史哉	政策評価実施時期	令和8年7月